

## V 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	28年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,962,249	
うち、出資金及び資本準備金の額	5,190,665	
うち、再評価積立金の額	—	
うち、利益剰余金の額	3,864,890	
うち、外部流出予定額(△)	△ 38,080	
うち、上記以外に該当するものの額(△)	△ 55,226	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	177,413	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	177,413	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
うち、回転出資金の額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,139,662	
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8,092	5,394
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8,092	5,394
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	

(単位：千円、%)

項 目	28年度	経過措置による 不算入額
特定項目に係る十五パーセント基準超過額額	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	8,092	
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)） (ハ)	9,131,570	
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	52,098,289	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額	△ 2,757,974	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシン グ・ライツに係るものを除く）	5,394	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,763,369	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係る ものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除し て得た額	4,879,205	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	56,977,495	
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	16.02%	

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(単位：千円、%)

項 目	29年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,276,901	
うち、出資金及び資本準備金の額	5,416,914	
うち、再評価積立金の額	—	
うち、利益剰余金の額	3,931,755	
うち、外部流出予定額(△)	△ 38,771	
うち、上記以外に該当するものの額(△)	△ 32,996	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	173,095	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	173,095	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
うち、回転出資金の額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,449,997	
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9,408	2,352
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,408	2,352
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	

(単位：千円、%)

項 目	29年度	経過措置による 不算入額
特定項目に係る十五パーセント基準超過額額	—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9,408	
自己資本		
自己資本の額（(イ) - (ロ)） (ハ)	9,440,588	
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	52,034,232	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額	△ 2,710,218	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシン グ・ライツに係るものを除く）	2,352	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,712,570	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係る ものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除し て得た額	4,824,028	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	56,858,261	
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (ニ)）	16.60%	

(注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスクアセット	28年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,990,016	—	—
我が国の地方公共団体向け	17,213,508	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,100,259	110,025	4,401
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	106,138,957	21,227,791	849,111
法人等向け	292,090	131,728	5,269
中小企業等向け及び個人向け	3,553,521	1,891,960	75,678
抵当権付住宅ローン	12,210,868	4,168,770	166,750
不動産取得等事業向け	4,918,049	4,768,925	190,757
三月以上延滞等	523,540	328,697	13,147
信用保証協会等保証付	9,198,259	905,112	36,204
共済約款貸付	62,224	—	—
出資等	520,918	517,967	20,718
他の金融機関等の対象資本調達手段	4,503,749	11,259,374	450,374
特定項目のうち調整項目に算入されない もの	70,801	177,002	7,080
複数の資産を裏付とする資産（所謂フ ァンド）のうち、個々の資産の把握が 困難な資産	—	—	—
証券化	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入・不算入となるもの	—	△2,757,974	△110,318
上記以外	11,064,289	9,368,906	374,756
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	175,361,055	52,098,289	2,083,931
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
信用リスク・アセット額の合計額	175,361,055	52,098,289	2,083,931
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
<基礎的手法>		4,879,205	195,168
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
		56,977,495	2,279,099

(単位：千円)

信用リスクアセット		29年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,992,467	—	—	
我が国の地方公共団体向け	18,278,011	—	—	
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	
我が国の政府関係機関向け	600,259	60,025	2,401	
地方三公社向け	—	—	—	
金融機関及び第一種金融商品取引業者 向け	110,398,458	22,079,691	883,187	
法人等向け	385,026	177,717	7,108	
中小企業等向け及び個人向け	3,856,378	2,131,096	85,243	
抵当権付住宅ローン	10,347,843	3,504,367	140,174	
不動産取得等事業向け	4,271,591	4,140,921	165,636	
三月以上延滞等	467,748	164,153	6,566	
信用保証協会等保証付	9,386,341	923,213	36,928	
共済約款貸付	77,803	—	—	
出資等	521,342	519,958	20,798	
他の金融機関等の対象資本調達手段	4,402,156	11,005,391	440,215	
特定項目のうち調整項目に算入されない もの	96,831	242,079	9,683	
複数の資産を裏付とする資産（所謂フ ァンド）のうち、個々の資産の把握が 困難な資産	—	—	—	
証券化	—	—	—	
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入・不算入となるもの	—	△2,710,218	△108,408	
上記以外	11,322,942	9,795,834	391,833	
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	178,405,202	52,034,232	2,081,369	
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	
信用リスク・アセット額の合計額	178,405,202	52,034,232	2,081,369	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額  <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a		b = a × 4%	
		4,824,028	192,961	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	
	a		b = a × 4%	
		56,858,261	2,274,330	

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

(粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額

÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティングズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり、使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別・業種別・残存期間別)及び  
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		28年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		175,361,055	53,044,929	6,594,681	523,540
国外		—	—	—	—
地域別残高計		175,361,055	53,044,929	6,594,681	523,540
法人	農業	46,243	46,243	—	—
	林業	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—
	建設・不動産業	133,415	133,415	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	運輸・通信業	700,262	—	700,262	—
	金融・保険業	111,242,966	511,494	600,259	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	91,300	86,300	—	—
	日本国政府・地方公共団体	21,203,524	15,909,365	5,294,159	—
	上記以外	515,918	—	—	—
個人		36,765,087	36,358,111	—	501,915
その他		4,662,336	—	—	21,625
業種別残高計		175,361,055	53,044,929	6,594,681	523,540
1年以下		107,024,609	323,426	500,000	
1年超3年以下		1,656,788	1,155,365	501,423	
3年超5年以下		2,513,345	1,613,155	900,189	
5年超7年以下		3,246,855	1,455,884	1,790,971	
7年超10年以下		9,131,411	8,629,293	502,118	
10年超		41,547,613	39,147,635	2,399,978	
期限の定めのないもの		10,240,431	720,170	—	
残存期間別残高計		175,361,055	53,044,929	6,594,681	

(単位：千円)

		29年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	178,405,202	52,548,439	6,096,988	467,748
	国外	—	—	—	—
地域別残高計		178,405,202	52,548,439	6,096,988	467,748
法人	農業	55,100	55,100	—	—
	林業	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—
	建設・不動産業	218,900	218,900	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
	運輸・通信業	200,277	—	200,277	—
	金融・保険業	115,400,874	511,492	600,259	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	79,665	74,665	—	—
	日本国政府・地方公共団体	22,270,479	16,974,027	5,296,451	—
	上記以外	516,342	—	—	—
個人		35,119,640	34,714,253	—	450,627
その他		4,543,922	—	—	17,120
業種別残高計		178,405,202	52,548,439	6,096,988	467,748
1年以下		111,142,122	665,860	—	
1年超3年以下		2,221,129	919,518	1,301,611	
3年超5年以下		2,974,687	1,382,288	1,592,398	
5年超7年以下		2,356,081	1,553,282	802,798	
7年超10年以下		9,435,976	8,835,717	600,259	
10年超		40,390,798	38,590,877	1,799,920	
期限の定めのないもの		9,884,406	600,894	—	
残存期間別残高計		178,405,202	52,548,439	6,096,988	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

### ③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	28年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	183,501	177,413	—	183,501	177,413
個別貸倒引当金	415,262	369,066	29,079	383,399	371,849

(単位：千円)

区 分	29年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	177,413	173,095	—	177,413	173,095
個別貸倒引当金	371,849	382,258	516	369,948	383,642

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。



④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

		28年度					貸出金 償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
国内		415,262	369,066	29,079	383,399	371,849	
国外		—	—	—	—	—	
地域別計		415,262	369,066	29,079	383,399	371,849	
法人	農業	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—
	上記以外	2,783	168	—	—	2,951	—
個人		412,479	368,897	29,079	383,399	368,897	—
業種別計		415,262	369,066	29,079	383,399	371,849	—

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

(単位：千円)

区 分		29年度					貸出金 償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
国内		371,849	382,258	516	369,948	383,642	
国外		—	—	—	—	—	
地域別計		371,849	382,258	516	369,948	383,642	
法人	農業	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—
	上記以外	2,951	—	—	1,567	1,384	—
個人		371,849	382,258	516	368,381	382,258	—
業種別計		371,849	382,258	516	369,948	383,642	—

(注) 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額及びリスク・ウエイト  
1250%を適用する残高

(単位：千円)

		28年度		
		格付あり	格付なし	合計
信用リスク削減 効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	24,231,457	24,231,457
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	10,151,381	10,151,381
	リスク・ウエイト 20%	200,262	106,370,760	106,571,023
	リスク・ウエイト 35%	—	11,910,771	11,910,771
	リスク・ウエイト 50%	—	200,368	200,368
	リスク・ウエイト 75%	—	2,399,197	2,399,197
	リスク・ウエイト 100%	—	15,786,247	15,786,247
	リスク・ウエイト 150%	—	52,947	52,947
	リスク・ウエイト 200%	—	3,992,255	3,992,255
	リスク・ウエイト 250%	—	70,801	70,801
	その他	—	—	—
リスク・ウエイト1250%	—	—	—	
合計		200,262	175,166,187	175,366,450

(単位：千円)

		29年度		
		格付あり	格付なし	合計
信用リスク削減 効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	25,239,354	25,239,354
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	9,832,381	9,832,381
	リスク・ウエイト 20%	200,277	110,597,754	110,798,032
	リスク・ウエイト 35%	—	10,012,478	10,012,478
	リスク・ウエイト 50%	—	523,774	523,774
	リスク・ウエイト 75%	—	2,721,055	2,721,055
	リスク・ウエイト 100%	—	15,237,211	15,237,211
	リスク・ウエイト 150%	—	55,770	55,770
	リスク・ウエイト 200%	—	3,890,664	3,890,664
	リスク・ウエイト 250%	—	96,831	96,831
	その他	—	—	—
リスク・ウエイト1250%	—	—	—	
合計		200,277	178,207,276	178,407,554

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを導入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又は、クレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	28年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	151	—
中小企業等向け及び個人向け	450,557	329,630
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	7,309	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	246,177	170
合 計	704,196	329,800

区 分	29年度	
	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	46,645	—
中小企業等向け及び個人向け	426,105	320,673
抵当権付住宅ローン	—	—
不動産取得等事業向け	7,104	—
三月以上延滞等	—	83
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	199,343	34
合 計	679,199	320,790

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け  
・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済  
取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式②その他有価証券③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

① 子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については決算書類の分析を行う等適切な業況把握に努めています。

② その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともにALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	28年度		29年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,513,173	4,513,173	4,412,006	4,412,006
合計	4,513,173	4,513,173	4,412,006	4,412,006

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは「貸借対照表計上額」の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する取引はありません。

## 8. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・市場金利が上下に2%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。
- ・要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
- ・金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

### ② 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：千円)

	28年度	29年度
金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	0	0